

## 議案第104号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例案

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例（令和2年大阪市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月19日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員に対して支給する特殊勤務手当を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。